

知っておきたい! 健保のコト

VOL.54

「差額ベッド」とは

国は、療養環境の向上に対するニーズに応え、患者 選択の機会を広げるために設けられた病室(差額ベッド 室、正式名は「特別療養環境室」)の設置を認めており、 利用する患者から特別な負担を徴収することを可能とし ています。それがいわゆる「差額ベッド代」です。一般的に は個室や2人部屋など、大部屋以外に入院した時にかか る料金のことです。

差額ベッド代は、保険適用外であるため全額自己負担 となり、高額療養費の対象外です。国の報告では、2022 年7月1日現在の1日当たりの平均徴収額は、1人部屋 が8322円、2人部屋が3101円、3人部屋が2826円、 4人部屋が2705円でした。これは全国平均値であり個 別施設でみると相当の開きがあるのが実態です。

さて、個室などに入院しても、差額ベッド代がかからな いケースがあるのをご存じですか。本来、差額ベッドは「患 者が希望した場合」に利用できるもので、患者への説明・ 同意がない場合に差額ベッド代を徴収することはできま せん。具体的には、①患者の同意が、同意書により確認 されない場合②(重篤で安静が必要など)患者本人の治 療上の必要により、差額ベッド室に入院した場合③(大 部屋が満床など)病棟管理の必要性により、差額ベッド 室に入院した場合――です。

差額ベッドを利用する場合は、同意書をよく読んで納 得した上で署名しましょう。

次実施されていくことになりました。 を狭める要因にもなっていた、「年収の壁」問題 環境づくりに向けた厚生労働省の「年収の壁 働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる 、の対応策が示されましたので紹介します。 人手不足への対応が急務となる中、短時間労

円の支援を一定期間行う②新たに適用となっ むケースも含め、労働者1人当たり最大50 に対して、複数年(最大3年)で計画的に取り組 の収入を増加させる取り組みを行った事業主 は、①キャリアアップ助成金を新設し、労働者 事業主・労働者の保険料負担への対応について 必要となる年収「106万円の壁」で発生する 同日の全世代型社会保障構築本部で決定され 以降は51人以上)の企業で社会保険への加入が ました。これを受け、10月からその具体策が逐 支援強化パッケージ」が9月27日に公表され まず、従業員101人以上(2024年10

8月の小欄で紹介した働く女性の活躍の場

保険

た労

《本的な対策を今

策が決定

打の算 年 負間 担 義務

の手当については、被用者保険適用に伴う本人 出されました。 定から除外する 分の保険料相当額を上限として、最大2 適用促進手当」を支給することができ、こ 当該労働者の標準報酬月額・標準賞与額 とした負担軽減策が

添 伴 う 可 を が 促 では、れる いては、年収130万円を超えることが見込ま 事 ·付けられる「130万円の壁」への対応につ·業規模にかかわらず社会保険への加入が なく、人手不足による労働時間延長等に 場合に直ちに被扶養者認定を取り消すの となるような考え方が示されました。 することで、被扶養者認定の迅速な判断 時的な増収である旨の事業主の証明を の措置は、 引き続き被扶養者にとどまること 2025年の年金制度改革

働者に事業主が給与・賞与とは別に「社

的な対策が検討されることになります。